

令和2年6月25日

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う郵便入札の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に万全を期す観点から、当分の間、茨城西南地方広域市町村圏事務組合における入札等の手続きについて、下記のとおりといたします。今回の取り扱いについては、今後の情勢により更に変更が生じる場合がございます。

1 入札書の提出方法

- (1) 入札書の提出については、次の宛先まで「一般書留」「簡易書留」もしくは「持参」にて提出するものとします。

宛先 〒306-0291

茨城県古河市下大野2248番地

茨城西南地方広域市町村圏事務組合事務局 宛

- (2) 指名通知書に記載されている提出期限までに到着するように郵送（一般書留・簡易書留）もしくは持参にてご提出ください。提出期限までに提出されない場合は棄権となります。
- (3) 入札書は、必ず1件ごとに封筒に入れて、提出してください。
- (4) 提出された入札書は、書換え、引換え又は取消しをすることはできません。
- (5) 封筒の記載方法については次のとおりとなります。

封筒記載例

入 札 書 在 中
〒306-0291 茨城県古河市下大野2248番地 茨城西南地方広域市町村圏事務組合事務局
件名：○○○○○○○○○○○○○○○○
入札者の住所：△△△△△△△△△△△△△
商号又は名称：□□□□□□□□□□□□□□

- ※横書き・縦書きは自由とします。
- ※1案件ごとに、1つ作成してください。
- ※封筒と同封する入札書の件名等の記載に相違がないようにしてください。

2 入札書等の作成について

- (1) 入札書等に記載する日付については、提出していただく日付（郵便投函日）を記載ください。
- (2) 建設工事の入札については、工事費内訳書（茨城西南地方広域市町村圏事務組合指定様式）も同封ください。
- (3) 内封筒は不要です。

3 無効となる要件

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 一般書留・簡易書留・持参以外で提出された入札
- (3) 入札書を2以上同封して提出された入札
- (4) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした談合その他の不正の行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札書に重要な文字の誤脱がある又は入札書が識別しがたい入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 封筒に記載されている件名等と入札書の件名等が異なる入札
- (8) 封筒に件名・商号等が記載されていない入札
- (9) 予定価格を事前に公表している場合の入札で、予定価格を超える金額でした入札
- (10) 入札者の住所・氏名又は押印がない入札（6の再入札の場合も含む）
- (11) 工事費内訳書に押印のない入札（建設工事の入札に限る）
- (12) その他入札条件に違反した入札

4 開札

開札は、指名通知書に記載された日時に事務局にて行います。

開札の立会いについては、入札事務に関係ない職員が開札に立会います。

5 くじ引き

最低価格が同額で2者以上いる場合は、くじ引きとなります。くじ引きについては、開札立会い者が引きます。

6 再入札について

第1回目の入札において、予定価格の範囲内での価格による入札者がいない場合には、再入札を行います。再入札となる場合には、開札日の15時までに電話にて連絡いたします。

再入札書は、FAX又は持参にて提出期限までに事務局まで提出ください。提出

期限は開札日翌日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の15時までとなります。提出期限までに提出のない場合には、辞退といたします。

※FAXの場合には、後日、原本を郵送にて提出していただきます。

※FAX送信後は、必ず事務局（0280-91-0120）へ電話連絡をしてください。

7 落札決定

落札者のみ電話にて連絡します。

入札結果については、茨城西南地方広域市町村圏事務組合ホームページにて公表します。

8 その他

- (1) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、茨城西南地方広域市町村圏事務組合財務等に関する規則及び茨城西南地方広域市町村圏事務組合建設工事執行規則を遵守すること。
- (2) 入札者心得を熟読すること。
- (3) 入札を希望しない場合には、入札前に書面をもって提出すること。